

定年後の生活経済

介護・居住・消費の意思決定による試算

はじめに

ビジネスマンを対象とした雑誌や週刊誌に「シミュレーション」、「試算」という言葉が増えている。たとえば、「女性の年金 年齢別、ケース・生き方別受取額」(『週刊朝日』2003.9.19号)や「世代別完全シミュレーション ビジネスマン家計白書「定年以降」」(『文芸春秋』2003年9月号)などである。簡単なシミュレーションを通して生涯でみた収入総額・税金総額・社会保険料納付総額や年金受給総額などをエクセルで試算する講義「くらしと経済」の学生の人気・評価は高い(高橋(2002))。さらに、年3回実施されるファイナンシャル・プランナー(AFP=2級FP)の受験者数も毎回2万人前後と、生活経済、とりわけ年金・介護など定年後のそれに関する関心の高さを示している。

少子・高齢化の進展、単身世帯の増加、地域通貨・コミュニティビジネスなどで地域を再生しようという動き、高齢世帯の経済状況の二極分化や子世代への資産移転に関する意識の多様化など、日常生活を取り巻く社会・経済的環境は大きく変容している。定年後の人生を残された人生と消極的に捉えるのではなく、「定年からが人生」と主体的・積極的に捉え、時間管理・金銭管理、介護を受ける場所も含めた居住場所の選択(意思決定)など、いかに自分らしく生き抜くかとプランを練る高齢者、それを支援する家族・地域社会やNPOも増えている。

本稿では、直近のデータを用いて、介護という中高年がもっとも不安を抱える事象について費用面から実態を明らかにした上で、居



高橋 桂子(たかはし けいこ)
(新潟大学教育人間科学部助教授)

略歴

- 1986年 お茶の水女子大学家政学部家庭経営学科卒業
- 1988年 お茶の水女子大学大学院家政学研究科
修士課程家庭経営学専攻修了(家政学修士)
- 1990年 株式会社経済政策研究所研究員(～1998年9月)
- 1998年10月より現職

専門分野

家庭経営学・女性労働論

主要著書

- 「家計の不平等に関するサーベイ」『家庭経済学研究』(1999年(社)日本家政学会家庭経済学部会 No.12)
- 「家族介護と経済評価」『新潟ジェンダー研究』(2001年 ジェンダー視点に立った研究・教育者ネットワーク No.3)
- 「学歴と女子就業確率」『年金制度の改革が就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究』(2002年 日本労働研究機構)
- 「家族経営協定の締結に関する試行的考察～新潟県・北魚沼と佐渡の事例を通して」『日本家政学会誌』(2002年(社)日本家政学会 Vol.53 No.8)
- 「データからみた30代、40代のライフスタイル」『生活経営研究』(2003年(社)日本家政学会生活経営学部会 No.38)等

住選択・消費水準を含めた定年以降の家計について試算し、インプリケーションを探ることを目的とする。結論を先取りすれば、介護費用は子の教育費、住宅取得費に比べるとさほど大きな負担ではないこと、継続就業した

女性は専業主婦を選択した女性の生涯年金受給総額（ネット・グロス）を大きく上回ることで、現在の高齢者と同じ消費水準を享受しようとするれば片稼ぎ世帯の生涯収支は赤字になること、などである。構成は次のようである。続く第 3 節では公的介護保険の制度概要・利用実態や導入後の家計等に関する先行研究を

サーベイする。第 3 節では、就業とのかかわり、居住選択など高齢期の過ごし方に 3 つのケースを設定し、定年後の家計に関するラフな試算を行う。子世代に実物資産を残さず、リバースモーゲッジを活用しながら生活するというライフスタイルを選択したパターンも含んでいる。最後に、第 3 節で考察を行う。

公的介護保険制度の概要と利用実態

1 公的介護保険の概要

2000 年 4 月に導入された公的介護保険でわが国はオランダ・旧西ドイツと同じく、保険方式を採用した（岸本・高橋（2001））。公的介護保険の主な特徴は、現金を給付する公的年金保険と異なり、介護サービスという現物を給付する、40 歳以降死亡時まで毎月、介護保険料を拠出し、実際に利用する段階で利用者は限度額の 1 割を負担する、保険料の滞納があった場合は、償還払いになったり自己負担割合が増すなど制裁措置がとられる、などである。2003 年 5 月現在、要支援以上の認定者は約 350 万人、うち在宅介護利用者は 200 万人、施設介護利用者は 71 万人である¹⁾。

1) 合計数字が 271 万人となり認定者数と開きがあるのは、認定はされたものの公的介護保険を利用していない人がいるためと推測される。

公的介護保険の利用は申請が前提である。申請すると概況調査と 79 項目の基本調査からなる訪問調査が行われ、かかりつけ医師の意見書などをもとに介護認定審査会で申請者の要介護度が判定される。判定された要介護

度に応じて、利用者や家族の意見を取り入れながらケアプランが作成される。具体的には、公的介護保険の対象となるサービスは在宅サービス 14 種類と施設サービス 3 種類である。都道府県知事から「特定施設入所者生活介護」の事業者指定²⁾を受けている有料老人ホームやグループホームでの介護サービスは、在宅サービスに属する。また、要介護 1 以上の利用者に限定される施設サービスとは、「特別養護老人ホーム」（公的介護保険での名称：介護老人福祉施設）「老人保健施設」（同：介護老人保健施設）と「療養型病床群」（同：介護療養型医療施設）である。理解を助けるために公的年金保険との比較において公的介護保険の特徴を記したものが表 1 である。

2) この指定を受けるためには、基本方針・人員に関する基準・設備に関する基準・運営に関する基準などで国の定める基準を満たすことが必要である。

表1 公的介護保険・公的年金保険

		公的介護保険	公的年金保険
制度導入		2000年	1942年
運営主体(保険者)		自治体	国
被保険者	第1号	65歳以上	自営業・学生
	第2号	40～64歳	雇用者・公務員
	第3号		専業主婦 ^{*1}
拠出	第1号	平均3,293円 ^{*2}	13,300円
	第2号	平均3,043円 ^{*2} (労使折半)	13.58%(労使折半)
	第3号		なし
給付		現物給付	現金給付
	第1号	要介護度に応じて	6.6万円 ^{*3}
	第2号	要介護度に応じて	15万円 ^{*3}
	第3号		6.6万円 ^{*3}
その他		1割負担	

注) *1: 配偶者が第2号被保険者で、本人年間収入が130万円未満の20～60歳未満が対象。配偶者が農業を営んでいる第1号被保険者であれば、その配偶者の年間収入が130万円未満であっても第1号被保険者となる。 *2: 毎日新聞(2003年5月27日付)。 *3: モデル計算。

2 公的介護保険の利用実態

公的介護保険導入に伴い、介護統計が着々と整備され、厚生労働省から次々に調査結果が報告されている。被保険者別にみた要介護認定者数(表2)では、認定者数は第1号被保険者が336万人(65歳以上人口に占める割合は約15%)、第2号被保険者は12万人で合計348万人である。第1号・第2号被保険者

とも、比較的要介護の低い要介護1と要介護2でほぼ半分を占める。場所との関連で見ると、第1号・第2号ともに全体の6割弱が在宅介護であるものの、第1号は要介護度と在宅介護の割合は反比例の関係にあるが、第2号ではその関連はみられないことがわかる。

表2 被保険者別・要介護度別にみた人数(万人、平成15年)

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数	第1号	50	103.5	61	41	41	39.5	336
		15%	31%	18%	12%	12%	12%	100%
A	第2号	0.6	3.4	3.1	1.7	1.4	1.8	12
		5%	28%	26%	14%	12%	15%	100%
うち在宅	第1号	31	70	37.5	21	15.5	13	188
		B	第2号	0.3	2	2	1.1	0.78
B/A	第1号	62%	68%	61%	51%	38%	33%	56%
	第2号	50%	59%	65%	65%	56%	47%	59%

出典) 厚生労働省『介護保険事業状況報告』(平成15年4月)

以上から、65 歳以上高齢者に限定すると、要支援以上認定者は高齢者全体の約 15% であること、その多くは在宅介護であること、

要介護度が高くなるほど施設介護の割合が高くなること、など指摘することができる。

3 ケアプランの具体例と自己負担

では、具体的にどのような介護サービスが提供されるのか、週単位のケアプランをみて

みよう。生命保険文化センター（2002）を参照に、3つのケアプランを紹介する。

ケアプラン 1	在宅介護・要介護 3 <最大 26 万 7,500 円/月>・リハビリ型	図 1
ケアプラン 2	在宅介護・要介護 5 <最大 35 万 8,300 円/月>・痴呆型	図 2
ケアプラン 3	施設介護・要介護 4 <最大 8,890 円/日>	図 3

在宅介護・要介護 3 のケアプランを図 1 のように組んだとき、1 ヶ月当たりの介護費用は 268,760 円となる。しかし、要介護 3 の 1 ヶ月当たり最大利用可能（支給）金額は 267,500 円だから、超過した 1,260 円（= 268,760-267,500）は 10 割自己負担となる。つまり、介護保険で $267,500 \times 0.9 = 240,750$ 円がまかなわれ、自己負担分は $267,500 \times 0.1$ （自己負担 1 割）+1,260（超過分 10 割）= 28,010 円という計算になる。

ケアプラン 2 は、早朝・夜間の加算のある

ケースである。ケアプラン 2 も最大利用金額を上回るため、支給限度内の 1 割負担にオーバー分の 10 割負担を合計した 51,880 円の介護保険利用料が、毎月の介護保険料に加えて必要になる。

施設介護のケアプラン 3 は、入所した施設ごとの「介護費用負担分」に、「食費」（介護保険料負担額に応じて 3 区分）と「その他」（ティッシュ、歯ブラシやタオル等）の 3 点を合計したものになる。

図1 ケアプラン1 (在宅介護・要介護3 <MAX26万7,500円/月>・リハビリ型)

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護					土曜日と日曜日は、家族が担当	
	訪問介護 (2時間未満)						
午後							
	通所リハビリ	訪問リハビリ	通所リハビリ	訪問リハビリ	通所リハビリ		
サービス内容		週	月	単価	価格	介護保険	自己負担
	訪問介護	5	22	4,020	88,440	79,596	8,844
	訪問看護	1	4	4,250	17,000	15,300	1,700
	訪問リハビリ	2	8	5,500	44,000	39,600	4,400
	通所リハビリ	3	12	9,160	109,920	98,928	10,992
	居宅療養管理指導費		1	9,400	9,400	8,460	940
	合計1				268,760		
	合計2 (利用限度額を考慮)				267,500	240,750	28,010
福祉用具購入							
×	特殊寝台購入		1	300,000	300,000	0	300,000
	ポータブルトイレ購入		1	90,000	90,000	81,000	9,000
	合計				390,000	81,000	309,000
住宅改修費							
	総額		1	200,000	200,000	180,000	20,000
	合計				200,000	180,000	20,000
						初期費用	357,010
						固定費用	28,010

出典) 生命保険文化センター (2002) 『介護保障ガイド』より作成。以下、同様。

図2 ケアプラン2（在宅介護・要介護5 <MAX35万8,300円/月>・痴呆型）

	月	火	水	木	金	土	日	
午前	訪問介護						土曜日朝から日曜日朝まで、家族が担当	訪問介護
	訪問介護			訪問看護	訪問介護			
	訪問入浴		訪問介護（身体介護、30分未満）					訪問介護
午後	訪問介護（身体介護、30分未満・「夜間」）							訪問介護
								訪問介護
サービス内容	週	月	単価	合計	介護保険	自己負担		
訪問介護	12	52	2,888	150,150	135,135	15,015		
訪問介護	10	44	2,310	101,640	91,476	10,164		
訪問介護	1	4	5,840	23,360	21,024	2,336		
訪問看護	1	4	8,300	33,200	29,880	3,320		
訪問入浴	1	4	12,500	50,000	45,000	5,000		
福祉用具貸与				16,000	14,400	1,600		
合計1				374,350				
合計2（利用限度額を考慮）				358,300	322,470	51,880		
住宅改修費								
総額		1	200,000	200,000	180,000	20,000		
					初期費用	71,880		
					固定費用	51,880		

注) 訪問介護 早朝・夜間加算 = 2,310 × 1.25 = 2,888、訪問介護 = 1.5時間

図3 ケアプラン3（施設介護・要介護4 <MAX8,890円/日>）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	洗面介助						
	食事介助						
	更衣・排泄・水分補給介助						
	食事介助						
午後	清拭介助	入浴介助	清拭介助	入浴介助	清拭介助		
	口腔清潔、体位変換介助						
	食事介助						
サービス内容	日	単価	価格	合計	介護保険対象	自己負担	
介護老人福祉施設	30	8,890	266,700	266,700	240,030	26,670	
初期加算	30	300	9,000	9,000	8,100	900	
食費 ^{*1}	30	780	23,400	23,400	-	23,400	
その他 ^{*2}						10,000	
合計						60,970	

注) *1「食費」保険料第1段階 300円/日、第2段階 500円/日、第3段階以上 780円/日。

*2「その他」日用品とは、ティッシュ、歯ブラシやタオル等である。

4 介護と家計に関する先行研究

さて、在宅介護費用に関する先行研究には、公的介護保険導入前は岩田（1997）、城戸（1996）、高橋・鈴木（2001）が、介護保険導入後は市民シンクタンクひと・まち社（2000）や家計経済研究所（2003）があるが、本稿では、介護保険導入後の調査である家計経済研究所（2003）について詳細にみる。

この調査は、東京都区部に居住する高齢者夫婦世帯を対象に、2001年10月1日～10月31日にかけて介護実態や意識を尋ねた「基礎調査」（有効回答数209）と1ヵ月間の家計を

調べた「家計調査」（同132）からなる。回答者の基本属性は、平均年齢は本人³⁾77.4歳（男63%）・配偶者75.5歳、就業は9割以上が無職、貯蓄残高は1,800～2,000万円、1ヵ月の消費支出は26.5万円、持家率は82%である。

「家計調査」では介護費用を以下の6つに分類して、1ヵ月当たりの介護費用を調査している。

3)「本人」とは、夫婦のうち介護度の重い方と定義している。

表3 介護費用の分類（家計経済研究所（2003））

介護費用		内容
1	寝具・衣類関係	ネマキ・肌着、防水シート、失禁マット、カバー、床ずれ予防用品等
2	排泄介助関係	おむつ・パット類、尿器・便器・ポータブルトイレ等
3	医療関係	病院診察薬剤費自己負担分、医療器具・売薬・高栄養食、通院交通費等
4	その他の介護用品	清拭・入浴用品、衛生用品・消臭剤・ガーゼ等
5	介護・福祉サービス関係	介護保険サービス利用費、配食サービス料、レンタル、家政婦等
6	その他費用	知人・親戚へのお礼、見舞客への菓子代、コイランドリ、貸TVカード等

表4 1ヵ月当たりの介護費用（在宅介護のケース）

介護費用	本人のみ要介護		夫婦とも要介護	
	費用（円）	割合	費用（円）	割合
1 寝具・衣類関係	2,536	7.3%	1,268	1.3%
2 排泄介助関係	1,571	4.5%	3,825	3.8%
3 医療関係	3,875	11.2%	4,656	4.6%
4 その他の介護用品	10,740	31.0%	10,059	10.0%
5 介護・福祉サービス関係	14,437	41.6%	36,223	36.2%
6 その他費用	1,513	4.4%	44,140	44.1%
合計	34,672	100.0%	100,171	100.0%

ここで重要な情報は、在宅介護で夫婦のうち一方のみが要介護状態にある時、介護保険の自己負担分等からなる「5.介護・福祉サービス関係」は、上記「1.寝具・衣類関係」～「6.その他費用」まで含めた広義介護費用全体の42%にすぎない、という点である。換言

すれば、介護費用総額は、介護保険サービス利用費や配食サービスなど負担の約2.4倍かかる、ということである。そこで、次節以降の介護費用シミュレーションでは、「5.介護・福祉サービス関係」の金額を2.4倍した値を用いる。

介護・居住・消費の意思決定と定年後の生活経済

本節では、就業との関わりに関する世帯類型や高齢期の過ごし方についてケースを3つ設定し、定年後の生計費に関してラフな計算を行う。3ケースとも共通して平均的な要介

護状態が発生するが、それまでの就業との関わり、家計で最大の買い物である住宅ローンの返済状況や介護移住の有無などの設定が異なる。なお、3ケースとも雇用労働者である。

1 推計の前提

推計のベースとなる学歴別・男女別・生涯賃金プロフィールは、田崎裕美氏作成によるデータベース⁴⁾を用いた。

- 4) 現在、社団法人日本家政学会・家庭経済学部会・関東地区会では、生涯家計モデルを用いたライフコース別費用に関する共同研究を行っている。研究成果は平成16年春、建帛社から出版予定である。

< 共通変数 >

以下、3ケース紹介する。共通する変数は
最終学歴は夫婦ともに大卒である
夫婦の年齢差は3歳である
就業時の定年年齢は夫63歳・妻60歳(同時に退職)
持ち家(1軒めは分譲マンション)である
定年後、夫婦健在時には趣味代金等として年間100万円⁵⁾を特別に計上する

- 5) 海外・温泉旅行、スポーツジム費、ペット費用等から構成される。

定年時の純貯蓄残高はケース2で2,137万円、1と3は妻の退職金が付加
夫死亡後の公的年金・報酬比例部分(2階部分)は、自己の老齢厚生年金と夫の遺族厚生年金4分の3を比較して金額の大きい方を選択する

要介護状態は夫75歳で、妻80歳で発生し、ともに在宅介護サービスを希望。夫はリハビリ型(要介護3、ケアプラン1=図1)、妻は痴呆型(要介護5、ケアプラン2=図2)とする

夫78歳、妻85歳で死亡、などである。
なお、推計のスタートは夫63歳・妻60歳である。今日の長寿化を考慮すれば、スタート時点において夫もしくは妻の両親が健在で、推計期間中に相続(世代間移転)が発生する可能性もあるが、世代間移転については捨象している。

田崎推計に基づく基本的データを表5に掲載した。大卒男女間の賃金格差がかなり低くなっている。

消費支出、貯蓄残高などの統計数字はすべて総務省統計局『全国消費実態調査』平成11年に依拠した(表6)⁶⁾。

- 6) 金融広報中央委員会の意識調査「平成13年度家計の金融資産に関する世論調査」では、世帯主60歳以上夫婦で最低限必要な生活費は大都市月額29万円、生命保険文化センターの意識調査「平成13年度・生活保障に関する調査」でゆとりある老後生活費として月37万円となっている。

表5 田崎推計による基本的データ（年間、万円）

	退職金		収入（公的年金）		税・社会保険料			
	総額	課税後	基礎年金	報酬比例	所得税	住民税	国民健康保険	介護保険
大卒男子	3,020	2,731	79.7	169.8	2.00	1.68	9.45	4.27
大卒女子	2,726	2,547	79.7	148.7	0.00	0.62	6.90	4.27

注) 産業計・企業規模計。平成 13 年賃金センサス使用。標準労働者。配偶者特別控除は廃止。税・社会保険料は静岡市のケース。

表6 消費支出・貯蓄現在高・負債（全世帯）

	夫 60 歳以上	夫 65 歳以上			妻 75 歳以上
	妻 60-64 歳	妻 60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	
消費支出（円）	287,524	276,890	263,298	231,669	127,812
貯蓄現在高（万円）	2,314.5	2,339.0	2,289.8	2,089.8	1,098.7
負債（万円）	177	164	127	130	2

出典) 平成 11 年『全国消費実態調査』左:「夫婦のみ世帯」第 6 巻・表 14、右:「60 歳以上の単身世帯」第 6 巻・表 26

要介護状態の発生率は後期高齢者に限定しても 2 割とそれほど高くない。ここでは 3 ケースとも要介護状態の発生を前提としているが、要介護状態にならなかった場合は介護費用を引き算しなければよい。なお、シミュレーションにおける課題として、子の有無に

より引退時でみた貯蓄残高に違いがあることが予想されるが、統計数字がないため同一数字になっている。

< 定年後ライフコースの設定 >

特異変数には住宅ローン返済状況や介護ニーズがある。3 ケースの特徴をまとめる。

- (ケース 1) 大卒・共稼ぎ夫婦。住宅ローンは勤労期に完済しており、定年直前に負債なし。
- (ケース 2) 大卒・片稼ぎ夫婦。妻が正規雇用者として就業に参与しておらず、夫定年直前に住宅ローンが一部残っている。退職一時金で住宅ローンの一括返済(1,500 万円と仮定)に充てる。
- (ケース 3) 大卒・共稼ぎ夫婦。勤労期に住宅取得、そのローンは勤労期に完済。ただし、「介護移住」を念頭に、住宅(マンション)ローンの返済終了後、先行取得で土地のみ、介護先進地域である東京都武蔵野市⁷⁾に購入(購入価格 6,000 万円と仮定)。定年退職時、土地代金の返済が残っていた(3,000 万円と仮定)が、夫婦の退職金で清算。なお、上物は 1 軒めのマンション売却代金で建てる。夫 67 歳から武蔵野市の居住支援サービスやリバースモーゲッジによる生活資金融資を受け始める。

7) リバースモーゲッジ(土地は売買時価の 8 割)が導入されていることの他に、魅力的なサービス内容として、自立・要支援と認定された高齢者に対する生活支援が充実している点をあげることができる。

ケース 1 とケース 2 の違いは、妻がフルタイム雇用労働者(継続型)か専業主婦かであ

る。ケース 3 は子に不動産は残さない、いわゆる「ライフサイクル仮説」に基づいた生活

設計志向の夫婦を想定した。また介護サービスがより充実している地域への「介護移住」を選択したケースでもある。なお、リバースモーゲッジの利用意向（経済政策研究所（1995）⁸⁾、利用したい）、介護移住の意向（生命保険文化センター（1999）⁹⁾、移住したい+

移住したいが無理)は、ともに「2割」(21.4%、19.2%)である。

8) 新宿 30 キロ圏・30～69 歳の世帯主 1,318 (有効回収率 65.9%・平均年齢 51 歳)。

9) 東京 40 キロ圏・大阪と名古屋は 20 キロ圏に住む 30～69 歳の男女 1,497 (有効回収率 65%・平均年齢 48 歳) 訪問留置法による。

2 結果ならびに考察

以上の 3 ケースについて退職後の家計をまとめたものが表 7 である。ここから、退職時に住宅ローン残高がどのくらいあるかで退職後の経済生活が大きく異なる。つまり、現在の高齢者と同水準の消費生活を享受すると仮定すれば、定年直前住宅ローン 1,500 万円残では生涯収支は赤字になること、収入面では定年後の年金総額の絶対額が大きく、かつ、就業女性の年金総額は非就業女性のその 2 倍弱であること（男性 = 約 3,600 万円、

就業女性 = 約 5,400 万円・非就業女性約 2,800 万円)¹⁰⁾、介護が発生した場合の広義介護費用は男性が 460 万円、女性が 540 万円と、教育費（子ども 1 人約 2,000 万円）や住宅購入費（約 5,000 万円）に比べると、金額的には決して大きな負担ではない、などがわかる。

10) 生涯受給年金総額から生涯拠出保険料をひいたネットで計算しても、継続就業女性は非就業女性より 1,000 万円上回る計算になる。

表 7 計算結果（大卒、万円）

	ケース 1			ケース 2			ケース 3		
	男性	女性	合計	夫	妻	合計	男性	女性	合計
収入 公的年金	3,584	5,388	8,972	3,584	2,868	6,452	3,584	5,388	8,972
支出 消費支出			6,170			6,170			6,170
税・社会保険	242	317	559	295	214	509	242	317	559
固定資産・維持			1,875			1,875			625
合計	242	317	8,604	295	214	8,554	242	317	7,354
貯蓄の取崩(収入-支出)			368			-2,102			1,618
介護費用	458	538	996	458	538	996	458	538	996
貯蓄残高(遺産)			5,332			-687			3,041

(1) フロー

・ 定年後の収入（「公的年金」）：デュアル・キャリア・カップルでは世帯で約 9,000 万円、専業主婦世帯では 6,400 万円となる。男女間についてみる。平均寿命を前提にす

ると、男性 3,600 万円、女性 5,400 万円となる。田崎推計では、生存時の年間公的年金の男女差が 21 万円とかなり格差が小さく推計されていることもあって、平均寿命の差となった。女性間に注目すると、正規

雇用者として就業した場合 5,400 万円、専業主婦では 2,900 万円と、その差額は 2,500 万円と大きい。

- ・ 定年後の支出：「消費支出」は現代の夫婦高齢世帯（全世帯）に準じた。「税・社会保険」では、公的年金受給による所得税の発生は男性で年間 2 万円、女性は非課税となる。金額が大きいのは国民健康保険である。「固定資産・維持」は築年数が増えるほど修繕維持費が高くなるマンションと、介護移住による一戸建て取得で上物維持費を抑制できる戸建ての差である。
- ・ 定年後の収支：フローに限定して定年後の収支をみると、専業主婦世帯のケース 2 で大きく支出が収入を上回っている結果になった。ケース 2 は、高齢期に標準的な消費

行動を続けることが難しいことを示唆している。もちろん、単純な推計であるから、実際にはフローでみて赤字になると消費パターンを変更することも考えられる。

(2) ストックとフローの合計

- ・ ストック（金融資産）とフローの合計：それが「貯蓄残高（遺産）」になる。退職金が大きな金額になっていることもあり（男性 3,000 万円、女性 2,700 万円）意外と大きな遺産金額となった。
- ・ ストック（実物資産）：ケース 1 とケース 2 では住宅資産が遺産として子世代に移転される。「介護移住」するケース 3 は、土地価格の 8 割保障とするとさらに数百万ほど残る結果となった。

まとめ

以上、定年後の生活経済について 3 ケースを設定し、簡単な試算を行った。シミュレーションの前提となっている生涯賃金プロフィールは、年功序列型賃金でかつ退職金も満額支給という前提になっている。しかし、株安や低金利の長期化に伴い、企業年金・退職金制度を抜本的に見直す企業が相次ぎ、日立製作所やすかいらーくをはじめとして確定給付型年金から社員自身が運用責任を負う確定拠出型年金への移行もはじまり（高橋・高橋（2003））、2003 年春までには既に 300 社以上が導入したと報道されている（日本経済新聞 2003 年 8 月 18 日）。企業年金・退職金制度の設計・支給額如何により、老後の生活設計は

大きく影響を受ける。年金も含めた生涯賃金プロフィール全体の在り方は再検討の余地があるかもしれない。

加えて、このような経済的な推計には介護者にとり（恐らく被介護者にとっても）経済的負担よりはるかに大きい。現実には数量化することが難しい肉体的負担、精神的負担といった抽象的・定性的な負担はカウントされていない。とりわけ高齢期の介護はこれらが大きい（たとえば高橋・鈴木（2001））ことを考慮すれば、経済的推計だけに頼ってはいない。真の生活の豊かさは享受できない。多角的な観点から、丁寧に、議論を積み重ねていくことが重要である。

【参考文献】

- ・ 今村幸生 (2000) 「高齢化と家計の貯蓄」『FINANSURANCE』Vol.9 No.3 株式会社明治生命
フィナンシュアランス研究所
- ・ 岩田正美 (1997) 『在宅介護の費用問題』中央法規出版
- ・ 家計経済研究所 (2003) 『介護保険導入後の介護費用と家計』財務省印刷局
- ・ 岸本理恵・高橋桂子 (2001) 「日本の公的介護保険～ドイツ、オランダの比較を通して考える～」『総合社会保障』社会保険新報社 第39巻・第9号
- ・ 城戸喜子 (1996) 「生涯単身女性とその両親の介護費用」『週刊社会保障』50 (1919) 法研
- ・ 経済政策研究所 (1995) 『ストック化に対応した老後保障システムに関する調査研究』
- ・ 市民シンクタンクひと・まち社 (2000) 『介護にかかる費用調査報告書』市民シンクタンク
ひと・まち社
- ・ 生命保険文化センター (1999) 『ライフサイクルと生活保障に関する調査』生命保険文化セ
ンター
- ・ 生命保険文化センター (2002) 『介護保障ガイド』生命保険文化センター
- ・ 高橋桂子 (2002) 「所得税の計算は難しくない」『家庭科教育』76巻9号 家政教育社
- ・ 高橋桂子・鈴木真由子 (2001) 『高齢社会に対応した介護と相続』mimeo.
- ・ 高橋桂子・高橋美和子 (2003) 「確定拠出年金の導入と経済・投資教育、社会的責任投資」
新潟大学教育人間科学部起用 第5巻第2号
- ・ 田崎裕美 (1997a) 「6.生涯生計費からみた生活保障」日本家政学会家庭経済学部会編『21
世紀の生活経済と生活保障』建帛社
- ・ 田崎裕美 (1997b) 「第6章 家計と生活経営」村尾勇之編『生活経営学 21世紀における
個人・家族の諸課題』家政教育社
- ・ 原ひろ子 (2001) 『生活の経営-21世紀の人間の営み-』放送大学教材
- ・ 御船美智子 (2001) 『生活者の経済』放送大学教材